

# 日本診療放射線技師連盟

## ニュース 2017 No. 9

(通巻No.22)

発行日 平成29年9月15日  
発行所 日本診療放射線技師連盟  
〒105-6131 東京都港区浜松町2-4-1  
世界貿易センタービル31階A  
TEL.070-3102-1127 FAX.03-6740-1913

### 連盟活動報告

#### 柔道整復師法改正案反対表明

第193回国会において提案された柔道整復師法の一部改正案について、放射線を人体に照射する行為は診療放射線技師の業であることから、柔道整復師法一部改正によるエックス線照射業務に対して、断固反対することが日本診療放射線技師会臨時理事会(メール会議)にて決議された。

これに伴い、本連盟においても、断固反対することとした。

#### 第193回国会において提案された 柔道整復師法の一部を改正する法律案(抜粋) (エックス線の照射)

第十七条の二 柔道整復師は、第二条第一項に規定する業務のほか、施術所において前条ただし書の応急手当をしようとする場合において、脱臼又は骨折が疑われる者のその患部(撮影のためのエックス線の照射により放射線障害を生じさせるおそれが少ないものとして厚生労働省令で定める部位にあるものに限る。)の状態の確認のため、当該患部に、撮影のためのエックス線の照射(当該患部へのエックス線の照射により放射線障害を生じさせるおそれが少ないものとして厚生労働省令で定める基準に適合したエックス線装置によるものに限る。)をすることを業として行うことができる。

2 柔道整復師は、前項の規定によりエックス線の照射をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その照射に関する事項を記録し、これを保存しなければならない。

厚生労働大臣  
加藤 勝 信 様

日本診療放射線技師連盟  
理事長 中澤 靖 夫

柔道整復師法の一部を改正する法律案に対する反対表明決議について

日本診療放射線技師会は、平成29年8月に開催された本会第4回臨時理事会において、藤巻健史参議院議員から提案された「第193回国会参第110号柔道整復師法を改正する法律案」に対して、反対表明を決議致しました。

国家資格である診療放射線技師のエックス線照射業務は医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて、放射線を人体に照射する行為である当該行為は、エックス線を含む放射線が人体に危害を及ぼす性質を有することから、これを人体に照射する行為は侵襲性が極めて高い「医行為」(医師法第十七条)であると規定されており、診療放射線技師法第二十四条により医師、歯科医師又は診療放射線技師でなければ、診療放射線技師法第二条第二項に規定する業をしてはならないと定められております。

従って、本連盟においても、国民の命と健康を守り、科学的根拠に基づいた安全な医療を提供すると共に、品質の高い放射線医療技術を提供するために、柔道整復師法の一部改正による柔道整復師によるエックス線照射業務に対して、断固反対の表明を致します。

中澤 靖夫 理事長は、9/1(金)厚生労働省に、9/6(水)公明党 石田 祝稔 衆議院議員事務所に、9/13(水)自民党 橋本 岳 衆議院議員事務所に訪問した。

### 事務局からのお願い

<ご連絡>

ホームページが再開いたしました。 <http://www.jfirt.jp/> でご確認ください。

<お願い>

本連盟の年度は1月から12月となっております。早めに年会費のお支払いをお願いいたします。

8月末に本年度の年会費をお支払いいただいていない方に再請求しております。まだお振込みがお済でない方は、早めにお振込みいただければ幸いです。

年会費は2,000円となっております。1,500円の振込用紙をお持ちの場合は、金額を訂正してお使いください。

また、随時、寄付を受け付けております。

口座番号00100-2-667669 加入者名:日本診療放射線技師連盟(郵便局に備え付けの払込用紙でお振込みください)